

議 長	局 長	次 長	総括主査	総括主査	課 員	担 当

第 14 回議会改革推進会議 会議記録簿

開 催 日	平成 26 年 10 月 9 日 (木)	場 所	特別会議室
開催時間	午前 10 時 03 分～午後 0 時 15 分	休憩時間	時 分～ 時 分
			時 分～ 時 分
出席委員	全 員 ・ 欠席 2 名 (堀崎松男委員、桑田鉄男委員、委員)		
その他 出席者		事務局 出席者	嗟峨一郎次長、田高慎総括主査、 長内紳悟主任

(適用・要旨)

<p>進行：座長 八重櫻友夫議長</p> <p>○案件</p> <p>(1) かねて会議について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回は引き続き、8/23 開催のかねて会議での内容・成果についてどのように取り扱っていくか協議したい。(八重櫻友夫議長) ・ スムーズな議論を進めるため、各班で話し合われた内容を委員全員が共有できる資料として、3テーマごとの意見分類表を各班で作成することとする。 ・ 模造紙の内容をどう受け止め議会活動にどう反映させていくか等の考え方について、明日の推進会議において佐藤先生から助言を受けることとする。 <p>(2) 議会活動の検証について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本項目「情報公開」の各詳細項目に関し、優先度・必要予算・達成目標を決定した。 <p>(3) 通年会期制の導入について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委任専決処分事項の指定によって、議会では専決承認案件が減り専決報告案件が増えることから、報告案件に対する発言の機会をしっかりと確保することとする。 ・ 市税条例の年度末改正について、基本的に裁量の余地なく施行猶予期間もない法改正部分に限って専決処分の委任を認めることとし、施行猶予期間がある法改正部分に関しては適当な時期に条例改正案を議会に提出いただくこととする。 <p>なお、施行猶予期間があるもの・ないものがどのような改正内容なのか精査することとする。</p>
